

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県調理師法施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 九〇三  
 岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (同) 九〇三

### 告示

岐阜県議会議員動続者の礼遇に関する規程の一部改正 (人事課) 九〇四  
 介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定 (地域福祉国保課) 九〇四

### 公示

指定介護機関の廃止の届出 (同) 九〇七  
 指定介護機関の名称等の変更の届出 (同) 九〇七  
 保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 九〇八  
 岐阜都市計画下水道事業の変更認可 (下水道課) 九〇九  
 下呂都市計画下水道事業の変更認可 (同) 九〇九  
 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 九〇九  
 指定自立支援医療機関の指定 (保健医療課) 九一〇  
 指定自立支援医療機関の指定辞退 (同) 九一〇  
 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し (建設政策課) 九一〇  
 公共測量の実施 (用地課) 九一二  
 公共測量の終了 (同) 九一二  
 土地改良区役員の退任及び就任 (恵那農林事務所) 九二三

## 規則

岐阜県調理師法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五号

岐阜県調理師法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県調理師法施行規則(昭和三十四年岐阜県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

別記第五号様式中 「~~本職~~ 専任(通称) (通称) 」を「~~本職~~」に改める。

別記第五号様式中 「~~本職~~ 専任(通称) (通称) 」を「~~本職~~」に改める。

改め、「~~専・本・器~~」を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六号

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年岐阜県規則第二百一十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中  
「本籍地の都道府県名  
（外国人の場合は国籍）」を「住所」に改める。

別記第三号様式中  
「本籍地（外国人の場合は国籍）」を「住所」に改める。

別記第四号様式中  
「本籍地（外国人の場合は国籍）」を「住所」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県告示第九十号

岐阜県議会議員勤続者の礼遇に関する規程（昭和三十年岐阜県告示第五百九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

第三条第一項中「七年」を「十年」に改め、同条第二項中「七年」を「十年」に、「更に在職」を「更に十年在職」に改め、「四年」と「」を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行し、現に岐阜県議会議員の職にある者から適用する。

岐阜県告示第九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

告示

居宅介護事業者等の名称  
たる事務所の所在地

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

社会福祉法人神東会

飛騨市神岡町東町六九〇一

合同会社 つむぎ

多治見市新町一 二三三  
多治見市産業プラザールム

田原 育郎

可児市皇月ヶ丘三三五九

サービスの種類  
指定居宅介護事業所等の名称

介護予防通所介護  
デイサービスセンターたんぼぼ苑

居宅介護支援事業  
ケアプラン つむぎ

訪問介護  
田原 医院

指定居宅介護事業所等の所在地

飛騨市神岡町東町六九〇一

多治見市新町一 二三三  
多治見市産業文化プラザールム

可児郡御嵩町中二四二四

指定年月日

平成二一・六・一

同

同



特定非営利活動法人一 氣走	一	土岐市肥田町浅野一〇 七二七	支援事業	一	四	土岐市肥田町肥田三 一七二	同
株式会社あらいふ	一	多治見市北丘町四一 七一四〇	通所介護	デイサービスセンター一氣 走	二	多治見市明和町三二 六七八	同
株式会社あらいふ	一	多治見市北丘町四一 七一四〇	介護予防 通所介護	デイサロンあらいふ	二	多治見市明和町三二 六七八	同
株式会社あらいふ	一	多治見市北丘町四一 七一四〇	居宅介護 支援事業	ケアプランあらいふ	二	多治見市明和町三二 六七八	同
医療法人 悠山会	一	愛知県名古屋市天白区 植田一 二二一六八 八ビル六F	認知症対 応型共同 生活介護	グループホーム ファミリ ア下呂	二	下呂市森二七三	同
医療法人 悠山会	一	愛知県名古屋市天白区 植田一 二二一六八 八ビル六F	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	グループホーム ファミリ ア下呂	二	下呂市森二七三	同
関 市 長	一	関市若草通三一	地域包括 支援セン ター	関市中央地域包括支援セン ター	一	関市若草通三一	同
株式会社ラ・テール	一	愛知県一宮市下沼町一 一五二	通所介護	Kライン・ケアセンター可 児	二	可児市広見一八六六	同
株式会社ラ・テール	一	愛知県一宮市下沼町一 一五二	介護予防 通所介護	Kライン・ケアセンター可 児	二	可児市広見一八六六	同
有限会社リファンク	二	多治見市小泉町三二 三	通所介護	爽ケアセンター宝町	二	多治見市宝町二四一	同
有限会社リファンク	二	多治見市小泉町三二 三	介護予防 通所介護	爽ケアセンター宝町	二	多治見市宝町二四一	同
有限会社リファンク	二	多治見市小泉町三二 三	通所介護	爽ケアサービス音羽	二	多治見市音羽町一 一	同
有限会社リファンク	二	多治見市小泉町三二 三	介護予防 通所介護	爽ケアサービス音羽	二	多治見市音羽町一 一	同
有限会社リファンク	二	多治見市小泉町三二 三	通所介護	爽ケアサービス	二	多治見市宝町二四一	同

有限会社リファンク 三	多治見市小泉町三二	介護予防 通所介護	爽ケアデイサービス	多治見市宝町二四一	同
有限会社リファンク 三	多治見市小泉町三二	通所介護	爽ケアリハビリセンター音羽	多治見市音羽町一三	同
有限会社リファンク 三	多治見市小泉町三二	介護予防 通所介護	爽ケアリハビリセンター音羽	多治見市音羽町一三	同
医療法人 悠山会 八ビル六F	愛知県名古屋市長白区 植田一 二二一六八	小規模多 機能型居 宅介護	ファミリア下呂	下呂市森二七三	同
医療法人 悠山会 八ビル六F	愛知県名古屋市長白区 植田一 二二一六八	介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	ファミリア下呂	下呂市森二七三	同
医療法人 純真会 階B号	可児市下恵土二九九六 ワイエイチケイビル二	居宅介護 支援事業	あんどうクリニックほほえ み居宅介護支援センター	可児市下恵土二九九六	同

岐阜県告示第九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

居宅介護事業者等の名称 たる事務所の所在地	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
株式会社 スギ薬局 一八四	愛知県安城市三河安城 一八四	居宅療養 管理指導	スギ薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字西野二五七二	平成二一・六・三〇
株式会社 スギ薬局 一八四	愛知県安城市三河安城 一八四	介護予防 居宅療養 管理指導	スギ薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字西野二五七二	同

岐阜県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な

居宅介護事業者等の名称  
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類  
指定居宅介護事業所等の名称

社会福祉法人 可児市社会福祉協議会  
可児市広見五 九三

地域包括支援センター  
可児市中部地域包括支援センター

岐阜県告示第九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
高山市丹生川町森部字丸山谷一五二四、一五二五の一六、字カル沢谷一五三〇の二三、一五三〇の二八、一五三〇の二九
- 二 指定の目的  
水源のかん養
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年二月十八日  
岐阜県知事 古 田 肇

指定居宅介護事業所の所在地  
変更年月日

新 可児市広見五 九  
三  
旧 可児市広見一 一  
平成二二・七・一

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
加茂郡八百津町八百津字高橋八〇〇六
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

岐南町

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 岐南町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年十一月二十一日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、下呂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

下呂市

二 都市計画事業の種類及び名称

下呂都市計画下水道事業 下呂市公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年十二月十五日から

平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十三年一月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人元気な里ひだあさひ

三 代表者の氏名 加藤 久廣

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市朝日町桑之島六六番地一六

五 定款に記載された目的 この法人は、高山市朝日町の地域社会及び地域住民に

対して、地域振興活動の中間支援組織の役割を担い、相談、支援及びサポート業務を通じて、地域振興活動を行う諸団体との連携を図る。

また、地域資源の有効活用を検討し、産業の振興、交流の促進に役立つ業務を行い、魅力ある街づくりに寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの  
(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定期間
ハーマー調剤薬局 代店	不破郡垂井町一六七四一	精神通院	平成三二・二・一
有限会社三笠堂薬局	大垣市林町二二二	精神通院	平成三二・二・一
真央利薬局花岡店	高山市花岡町一六二	精神通院	平成三二・二・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの  
(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	辞退年月日
----	-----	-----------	-------

コスモス薬局揖斐店

揖斐郡揖斐川町上三野野々宮七三一一三

精神通院

平成三二・二・三

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十二年十月十三日	市原木材株式会社	代表取締役 市原 崇好	可児市谷迫間五四一番地の	般・特二一五〇〇二〇八	土木、とび、土工、管、ほ装及び水道施設工事業
平成二十二年十月二十日	ハラデンキ	原昭一	羽島市正木町須賀小松六五五番地一	般十八二〇	電気工事業
平成二十二年十月二十一日	株式会社山岡産業	代表取締役 山岡米 夫	美濃加茂市西町三丁目一八	特十七九七七六	土木、とび、土工及びほ装工事業
平成二十二年十月二十二日	宇野塗装株式会社	代表取締役 宇野 陸	岐阜市白菊町六丁目一三番地	般十七一三六二	とび、土工工事業
平成二十二年十月二十五日	よつき建築	北野雄一	加茂郡七宗町神淵一二六八五番地	般二十五〇〇三七三	建築工事業
平成二十二年十一月二日	有限会社小水電機	代表取締役 吉村 三治	飛騨市神岡町船津九五七番地の一八	特十七一七六	電気工事業
平成二十二年十一月十日	株式会社セキユリテイハウズ	代表取締役 勝善	大垣市長松町一〇九二番地四	般十九二〇〇四四四	消防施設工事業
平成二十二年十一月十一日	第一技建株式会社	代表取締役 郷健	岐阜市茜部野瀬二丁目一一番地	般・特十九三七八一	土木、建築、大工、左官、とび、土工、石、屋根、タイル、れんが、ブロッツ



平成二十二年十一月三十日	桜井建築	住設	スギスイ	杉山卓雄	揖斐郡大野町大字郡家一二七	般十七一	建築工事業
平成二十二年十一月二十九日	オクムラ	組		奥村和徳	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋五八六二	般十七五	水道施設工事業
平成二十二年十一月二十五日	丸井産業	有限会社	代表取締役 井上孝司	揖斐郡揖斐川町谷汲名札二六九番地一〇	般十八一 五七九三	土木工事業	
平成二十二年十一月二十二日	竹内電気株式会社	株式会社	代表取締役 竹内啓次	大垣市中央町四丁目三七番地の一	特十七三 七九	電気工事業	
平成二十二年十一月二十二日	株式会社みやがわ	株式会社	代表取締役 水上文司	飛騨市宮川町西忍二二番地一	般二十二五 九五〇〇	土木・とび・土工・管・鋼構造物 石装・しゅんせつ 及び水道施設工事業	
平成二十二年十一月十八日	西脇電気	株式会社	西脇眞	大垣市加賀野三丁目五五二二〇	般十八一 五七五四	電気工事業	
平成二十二年十一月十七日	林本建設工業株式会社	株式会社	代表取締役 奥村善夫	各務原市鶴沼三ツ池町四二四五	特二十一 七九九九	造園工事業	
平成二十二年十一月十七日	富士インテリア	株式会社	代表取締役 細江晃	下呂市金山町金山二七三九番地一	般十七一 三六五四	内装仕上工事業	
平成二十二年十一月十七日	渡辺建築	株式会社	渡邊健司	揖斐郡揖斐川町房島一三四六番地	般十九一 六二七七	建築工事業	
平成二十二年十一月十一日	川本電設有限公司	株式会社	取締役 阿波公一	揖斐郡揖斐川町小島四一九	般二十三 〇〇二五七	電気通信工事業	
平成二十二年十一月二日	ク、鋼構造物、鉄筋、ほ装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、建具及び水道施設工事業						
平成二十二年十一月二日	あすか建設有限公司	株式会社	代表取締役 長谷川吉延	岐阜市河渡二丁目一八番地一	般十九一 〇〇二四九	土木工事業	
平成二十二年十一月三日	美濃建設	株式会社	代表取締役 白井好美	大垣市榎戸町一丁目三八八番地の一	般二十二 二二二一	管工事業	
平成二十二年十一月六日	美濃輪建	株式会社	代表取締役 美濃輪富士夫	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋一四五七	般十八五 〇〇二六七	土木工事業	
平成二十二年十一月七日	長瀬建築	株式会社	長瀬益巳	高山市朝日町浅井三六〇	般十九一 四四三四	大工工事業	
平成二十二年十一月八日	株式会社辻工務店	株式会社	代表取締役 美辻成	美濃加茂市加茂野八二一	般十八一 〇〇〇二二	管工事業	
平成二十二年十一月九日	有限会社三和建工	株式会社	代表取締役 安藤謙治	各務原市前渡東町四二二三九	般十八一 四〇二七	土木及びとび・土工事業	
平成二十二年十一月十三日	舟本建築	株式会社	舟本潤二	高山市国府町三川七三九	般十七五 三八四	建築工事業	
平成二十二年十一月十三日	有限会社広見環境サービス	株式会社	代表取締役 奥村訓章	可児市広見一七〇番地の一	般十九五 〇〇五二七	電気工事業	
平成二十二年十一月十七日	名岐機器株式会社	株式会社	代表取締役 河野芳郎	養老郡養老町有尾六〇〇番地の一〇〇	般十八一 二八三〇	とび・土工事業	
平成二十二年十一月十七日	吉安組		吉安英男	大垣市宮町二丁目二三番地	般二十一 二八七五	土木工事業	
平成二十二年十一月十九日	馬場建設株式会社	株式会社	代表取締役 馬場秀幸	岐阜市島田東町四五番地	特十七二 六一九	土木、建築、とび・土工、ほ装及び水道施設工事業	
平成二十二年十一月二十日	有限会社シンセイホーム	株式会社	代表取締役 佐野浩二	岐阜市上土居八八八番地四	般十八一 〇一六九七	建築及び内装仕上工事業	
平成二十二年十一月二十二日	富有限建設	株式会社	代表取締役 浅井睦	岐阜市茶屋新田三三六	般十八一 〇一七五三	土木、とび・土工及びほ装工事業	
平成二十二年十一月二十二日	岩田鑿泉	株式会社	代表取締役 岩田正信	羽島市正木町三	般十七一	さく井工事業	

平成二十三年一月十三日	昭和鉄工所	大宮和春	高山市朝日町一萬石六四番地	般十七八 五〇二四四	鋼構造物工事業
平成二十三年一月十二日	中島屋土建株式会社	代表取締役 千恵子	揖斐郡揖斐川町上南方二二〇番地の一九	特二十・二 十一一六 八一四	土木・とび・土工、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装及び水道施設工事業
平成二十三年一月四日	有限会社林産業	代表取締役 林在沢	多治見市滝呂町一六二	般二十六 〇〇九九	土木・とび・土工、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工事業
平成二十三年一月四日	伊藤商店	伊藤明人	多治見市星ヶ台二丁目五番地の二	般十九六 〇〇三六七	とび・土工工事業
平成二十三年一月四日	有限会社博建工	代表取締役 彰博 中川	下呂市萩原町上村一五九六番地	般十九八 〇〇〇九一	土木・とび・土工及びほ装工事業
平成二十二年十二月二十二日	株式会社ゼロアール	代表取締役 山昌之	岐阜市本荘西四一八	般十九一 一六三四	建築及び内装仕上工事業
平成二十二年十二月二十二日	坂井田工業株式会社	代表取締役 坂井田幸夫	岐阜市日置江二六四	般十九一 四六二八	建築及び鋼構造物工事業
平成二十二年十二月二十二日	工業		須賀一八二七番地の二	〇〇七九二	

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関  
国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所
- 二 作業種類  
公共測量（数値地形図データ作成）
- 三 作業期間  
平成二十三年一月二十日から  
同 年三月二十九日まで
- 四 作業地域  
高山市（焼岳周辺）

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関  
国土交通省国土地理院
- 二 作業種類  
公共測量（水準点の水平位置座標取得）
- 三 作業期間  
平成二十三年二月七日から  
同 年三月十八日まで
- 四 作業地域  
岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、海津市、羽島郡岐南町及び笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町並びに本巣郡北方町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により飛騨市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

飛騨市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十二年十月十三日から

同 二十三年一月三十一日まで

四 作業地域

飛騨市古川町地内

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住所	所
山岡町山岡東部土地改良区	平成二〇・三・三	理事	市川輝男	恵那市山岡町田沢	二二二五番地
同	同	同	後藤圭市	同	二四九四番一
同	同	同	昭義	同	一一五三番地

同	後藤春夫	恵那市山岡町馬場山田	四八七番地一
同	監事 丸山安夫	同	四四六番地三
同	同 可知和己	恵那市山岡町田沢	二六三二番地
同	同 高綱信美	同	一七五三番
同	同 後藤清和	恵那市山岡町田沢	三三三七番地
同	同 後藤清明	同	三三九七番地
同	同 伊藤晴秋	同	二四五八番地
同	同 鈴木善久	同	二二〇八番地
同	同 小木曾 央	同	一九六八番地一
同	同 市川忠雄	同	二六五〇番地
同	同 伊藤松美	同	二六六二番地一
同	同 安藤賢史	同	二九八八番地
同	同 後藤隆男	同	二七八六番地
同	同 後藤慶章	恵那市山岡町上手向	二六七七番地
同	同 水野伝夫	馬場山田	二五一七番地三
同	同 佐々木吉郎	恵那市山岡町上手向	二〇一八番地一
同	同 伊藤和明	同	二二〇〇番地二
同	同 佐々木義朗	同	一七四九番地
同	同 杉山昭夫	恵那市山岡町馬場山田	五五四番地
同	同 水野治美	同	一五一五番地四
同	同 水野正敏	同	一七九三番地二
同	同 後藤正孝	同	八九六番地
同	同 後藤泰雄	同	八八四番地一

就任した役員

土 地 改 良 区 名	年 月 日	役 名	氏 名	住 所
山岡町山岡東部土地改良区	平成三〇・四・一	理事	市川輝男	恵那市山岡町田沢 二二二五番地
		同	後藤圭市	同 二四九四番一
		同	勝昭義	恵那市山岡町上手向 二二五三番地
		同	後藤春夫	恵那市山岡町馬場山田 四八七番地一
		監事	丸山安夫	同 四四六番地三
		同	可知和己	恵那市山岡町田沢 二六三二番地
		同	伊藤善啓	同 上手向 一七五七番一
		理事	後藤和恭	恵那市山岡町田沢 三三三七番地
		同	後藤清明	同 三三九七番地
		同	伊藤晴秋	同 二四五八番地
		同	鈴木善久	同 二二〇八番地
		同	小木曾 央	同 一九六八番地一
		同	市川忠雄	同 二六五〇番地
		同	伊藤松美	同 二六六二番地一
		同	安藤賢史	同 二九八八番地
		同	中川國雄	同 二六六五番地
		同	三宅安英	恵那市山岡町上手向 一九番地
		同	水野伝夫	馬場山田一五二七番地三
		同	佐々木吉郎	恵那市山岡町上手向 二〇一八番地一
		同	伊藤和明	同 二二〇〇番地二
		同	佐々木義朗	同 一七四九番地

同	杉山昭夫	恵那市山岡町馬場山田 五五四番地
同	伊藤 徹	同 一八五八番地
同	水野正敏	同 一七九三番地二
同	後藤正孝	同 八九六番地
同	後藤泰雄	同 八八四番地一

平成二十三年二月十八日発行

発行者 岐阜県庁

岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ビー・アール・テクノセンター